

写

環 管 - 616
平成27年7月21日

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

秋田県知事 佐竹 敬久



新仁賀保風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書に対する意見について

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 準備書全般にわたり正確性を欠く記載が多く見られることから、内容を精査した上で記載内容を修正し、正確かつわかりやすい評価書を作成すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、環境保全措置の確実な履行を確保するため、責任の所在を明確にするとともに、工事施工業者等への指導に努めること。
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。
- (3) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 新設風力発電機及び建替風力発電機の稼働に伴う騒音の予測において、一部の予測地点について建替風力発電機の寄与が既設風力発電機の寄与を上回ることはないとして、建替風力発電機の寄与を合成した予測となっていない。
このため、現地調査結果と既設風力発電機の寄与の関係性について精査し、適切に予測及び評価すること。

イ 発電所の稼働による騒音及び超低周波音については、騒音源の騒音放射特性、伝搬過程における気象条件や地形の影響等、不確実性が大きい要因があることから、既設風力発電機及び新設風力発電機の供用後の予測との差異を確認する等の環境監視に加え、新設風力発電機及び建替風力発電機の供用後に事後調査を実施すること。

なお、施設の稼働に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講じること。

(2) 動物及び植物

事業実施区域内には新田堤の湿原植生等の重要な群落が確認されていることから、十分な面積の沈砂池等を適切に配置する等、濁水処理に関する環境保全措置を適切に講じ、濁水の流入により動植物の生息・生育環境が悪化することのないよう配慮すること。

(3) その他

事業の実施に伴う地下水への影響について、事業特性や地域特性を踏まえて検討し、地下水脈を断ち切らないよう十分に配慮すること。

(4) その他

建替風力発電機の供用後に実施する既設風力発電機の撤去工事においては、騒音等の環境影響を可能な限り回避・低減するよう配慮するとともに、環境影響が生じるおそれが想定される場合には、適切な環境保全措置を講じること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881